【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年５月23日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　田　中　　愼　一　郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長　三　木　谷　　正　直 連絡場所　東京都港区三田三丁目５番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＭＨＡＭグローイング・アジア株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

（１） 【ファンドの名称】

ＭＨＡＭグローイング・アジア株式ファンド
（以下「当ファンド」といいます。）

（２） 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３） 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４） 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（５） 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成26年５月23日現在における手数料率の上限は3.24%（税抜３％）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（８％、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

③　「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④　販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

（６）　【申込単位】

①　申込単位は販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

②　申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(注)　「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、１口の整数倍をもって取得することができます。

（７）　【申込期間】

平成26年５月24日から平成27年５月25日まで

※　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）　【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（９）　【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

（１０）　【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（１１）　【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）　【その他】

○　投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

（１） 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主として「中国株式マザーファンド」、「インド株式マザーファンド」および「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下、各々を「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

※ 投資する株式には、各投資対象地域以外の国の取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されているＤＲ［預託証書］を含みます。

※ 株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）は、東南アジア地域の10ヵ国からなる地域協力機構で、加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアです。（平成26年2月28日現在） ※ 上記加盟国への投資を保証するものではなく、外国為替取引規制、資本規制等の制約や投資環境により、投資を見送る国があります。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ 中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式を主要投資対象とします。

Ⅱ 中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式へは、おおむね３分の１ずつ均等に投資します。

中国の株式	B株、H株、レッドチップ、A株を対象とする株価連動証券などに投資します。（将来A株に直接投資する場合があります。）
インドの株式	インドの取引所に上場されている株式などに投資します。
ＡＳＥＡＮ諸国の株式	ＡＳＥＡＮ諸国の取引所に上場されている株式などに投資します。

■外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

Ⅲ 企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）

単位型投信 ●追加型投信	国　　内 ●海　　外 内　　外	●株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分　類　の　定　義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券）※1 資産複合	●年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 ●アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ※2 あり ●なし

※1　当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。
※2　「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

・属性区分定義

該当区分	区　分　の　定　義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。

	株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年１回		目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア		目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド		目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし		目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）　【ファンドの沿革】

平成22年２月26日　　信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

（３）　【ファンドの仕組み】

①　当ファンドの運営の仕組み

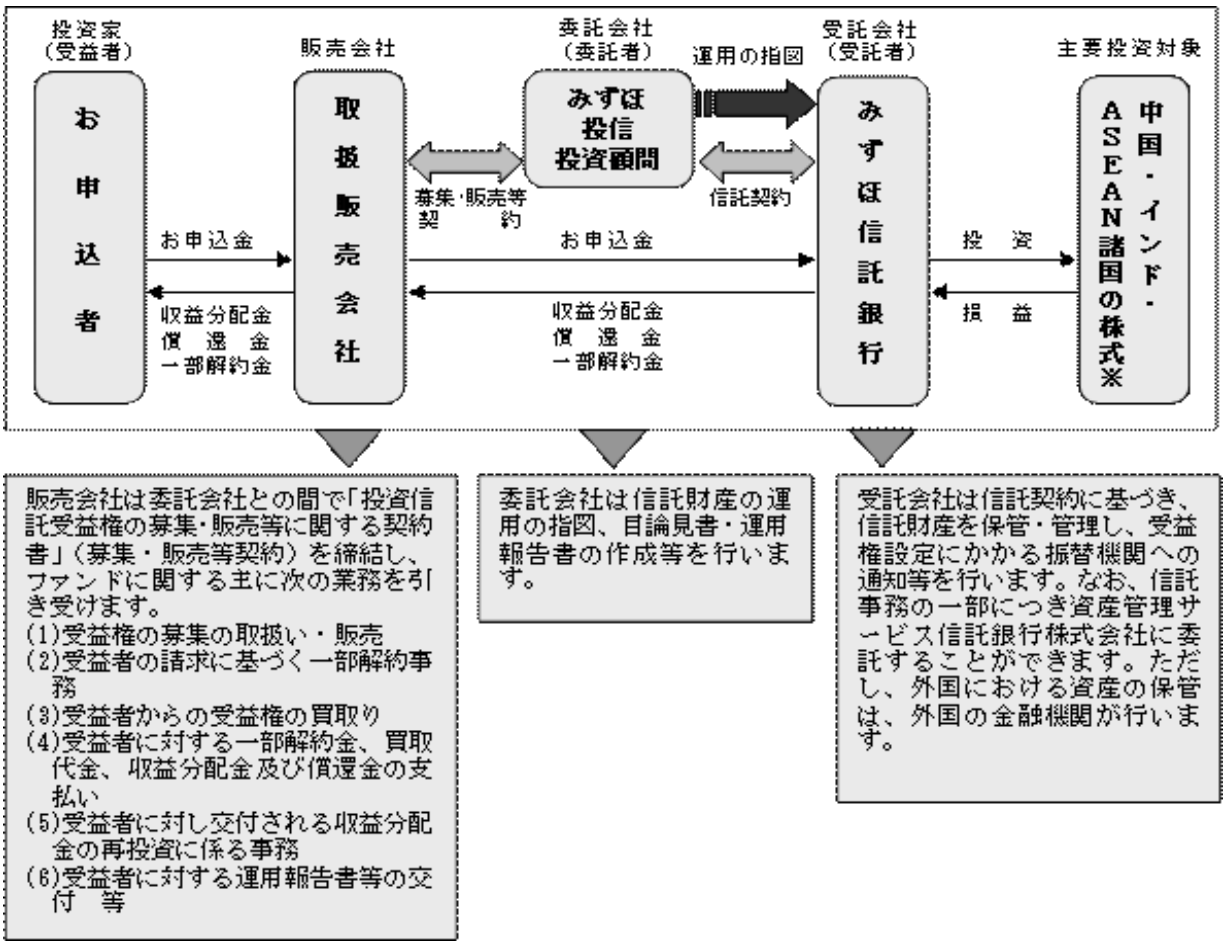

※　主要投資対象である、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式には、主として、中国株式マザーファンド、インド株式マザーファンドおよびＡＳＥＡＮ株式マザーファンドを通じて投資を行います。

※　委託会社は、中国株式マザーファンドについて、ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社から、インド株式マザーファンドについて、ＵＴＩアセットマネジメント社から、ＡＳＥＡＮ株式マザーファンドについて、ＵＯＢアセットマネジメント社から、それぞれ運用に関する投資助言を受けます。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「中国株式マザーファンド」、「インド株式マザーファンド」および「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」をマザーファンドとする「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

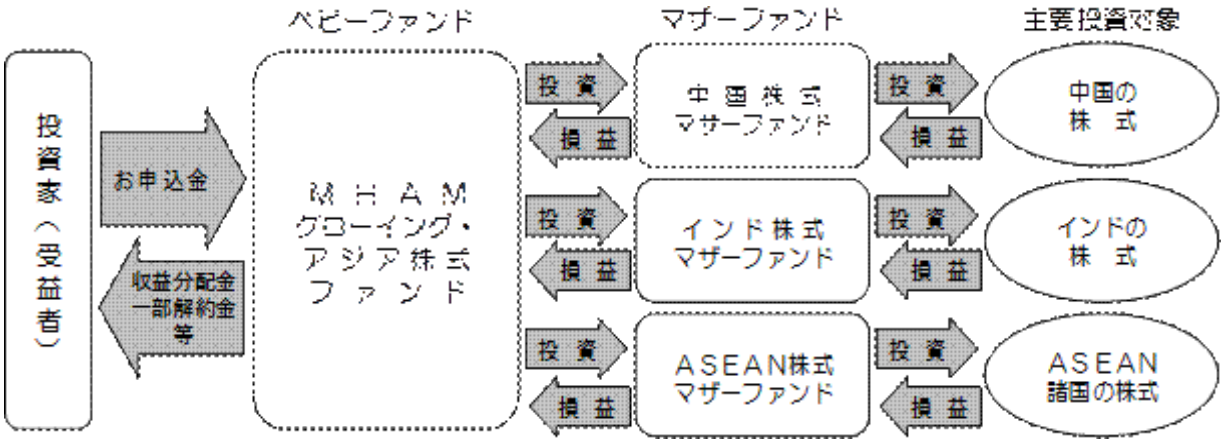

※　ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
※　マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③　委託会社の概況

１．資本金の額　20億4,560万円（平成26年２月末日現在）

２．会社の沿革

昭和39年５月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日	「株式会社第一勧業投資顧問」 「勧角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

３．大株主の状況（平成26年２月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

２　【投資方針】

（１）　【投資方針】

①　基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

②　運用方法

１．主要投資対象

中国株式マザーファンド受益証券、インド株式マザーファンド受益証券、ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

２．投資態度

ａ．主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※　株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

＜各マザーファンドの投資顧問会社＞

各マザーファンドにおける運用にあたっては、以下の運用会社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。

「中国株式マザーファンド」

ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社

・正式名称：Harvest Global Investments Limited

・設立：2008年

・中国大手運用会社ハーベスト・ファンド・マネジメントの香港拠点。ハーベスト・グループの運用資産は中国国内で最大級を誇ります。

「インド株式マザーファンド」

ＵＴＩアセットマネジメント社

・正式名称：UTI Asset Management Company Ltd.

・設立：1963年

・インド国内最大級の資産を運用する大手運用会社であり、40年以上の歴史を持つインドで最も歴史のある運用会社です。

「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」

ＵＯＢアセットマネジメント社

・正式名称：UOB Asset Management Ltd

・設立：1986年

・シンガポールの大手金融機関ユナイテッド・オーバーシーズ・バンク（UOB）傘下の運用会社です。

※　上記３社を以下「投資顧問会社」と称する場合があります。

ｂ．個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

ｃ．各マザーファンド受益証券への基本投資配分は、それぞれのマザーファンド受益証券の組入比率がおおむね均等割合となるよう投資することを原則とします。

＜投資配分のイメージ＞

各マザーファンド受益証券への投資を通じ、中国の株式、インドの株式、ＡＳＥＡＮ諸国の株式への実質組入※比率が、おおむね均等割合となることを原則とします。

※「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

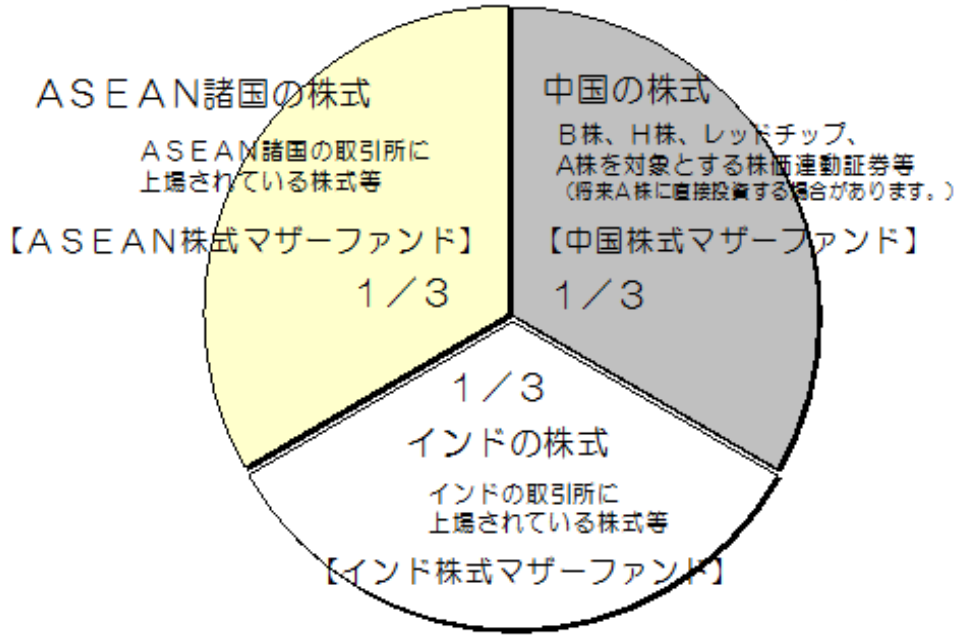

※　追加設定・解約など、当ファンドにおける資金事情および各マザーファンドを通じて投資を行う各投資対象市場の株式の市況動向等によっては、均等割合とならない場合があります。

＜ご参考＞中国の株式について

	市場	取引通貨	上場企業等の概要
Ｂ株	上海証券取引所	米ドル	中国国外の投資家も投資可能な中国企業株。
	深セン証券取引所	香港ドル	
Ｈ株	香港証券取引所	香港ドル	中国本土に登記された中国企業株。中国国外の投資家も投資可能。
レッドチップ	香港証券取引所	香港ドル	資本的背景は中国本土であるが、香港（ならびにその他の地域）に登記された企業の株式。中国国外の投資家も投資可能。
Ａ株	上海証券取引所	人民元	中国国内（香港などを除きます。）の投資家のみが投資可能な中国企業株。ＱＦＩＩ（適格国外機関投資家）制度の認定を受けた国外の機関投資家も投資可能。
	深セン証券取引所		

ｄ．株式および株価連動証券の実質組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

ｅ．マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

ｆ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ｇ．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式に投資を行います。

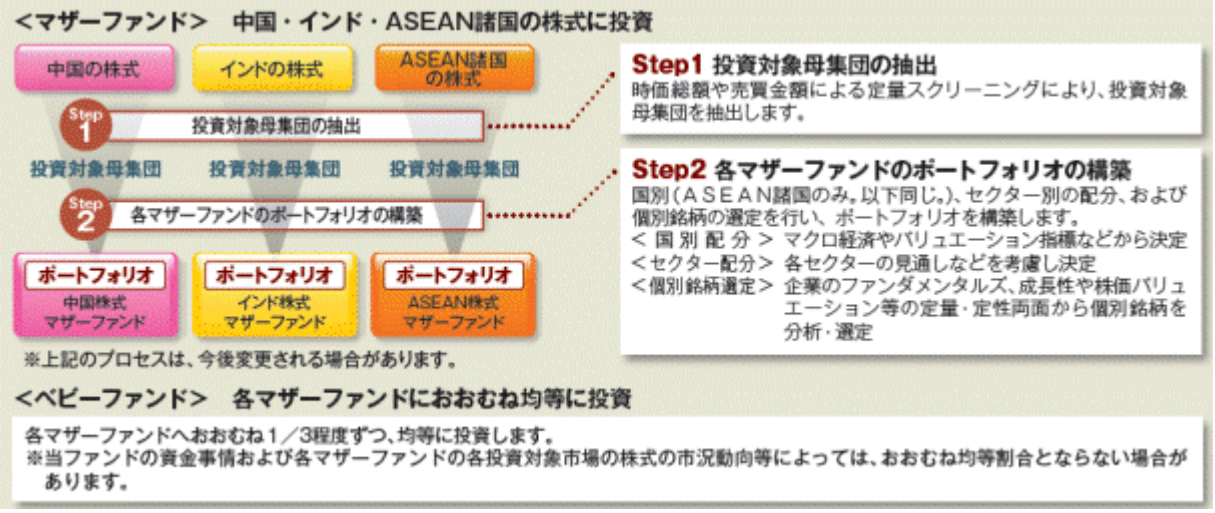

・中国の株式への投資にあたっては、ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。

・インドの株式への投資にあたっては、ＵＴＩアセットマネジメント社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。

・ＡＳＥＡＮ諸国の株式への投資にあたっては、ＵＯＢアセットマネジメント社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。

（２）　【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権

ｄ．約束手形（ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

ａ．為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、下記1.　から3.　までのみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券および下記4.　から25.　までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.　中国株式マザーファンド受益証券

2.　インド株式マザーファンド受益証券

3.　ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド受益証券

4.　株券または新株引受権証書

5. 国債証券
6. 地方債証券
7. 特別の法律により法人が発行する債券
8. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
10. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
11. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
12. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
13. コマーシャル・ペーパー
14. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
15. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から14．までの証券または証書の性質を有するもの
16. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。ただし、前記1．から3．に定めるものを除きます。）
17. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
18. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
19. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
20. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいい、当該受益証券であって指定金銭信託の受益証券に該当するものを含みます。）および外国または外国の者の発行する証券または証書で当該受益証券の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
25. 外国の者に対する権利で前記24．の有価証券の性質を有するもの

なお、4．の証券または証書、15．ならびに20．の証券または証書のうち4．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、5．から9．までの証券および15．ならびに20．の証券または証書のうち5．から9．までの証券の性質を有するものならびに17．の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、16．の証券および17．の証券

（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といい、19．の証券または証書のうち対象とする株式の価格にその価格が連動する性質を有するものを以下「株価連動証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

（３）　【運用体制】

①　意思決定プロセス

１．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
２．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
３．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
４．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成26年３月末現在３名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

②　関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、各マザーファンドにかかる各投資顧問会社に対しては、経営陣・運用担当者との面談を含めた、助言継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

（４）　【分配方針】

①　収益分配方針

毎計算期末（原則として毎年２月25日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

２．分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

３．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

（５）　【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

①　株式、新株引受権証券および新株予約権証券（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条）

１．株式への実質投資割合※には制限を設けません。

※　「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

２．委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社は、同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。以下この３．において同じ。）への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

４．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

５．委託会社が投資することを指図する株式（株価連動証券が連動対象とする株式を含みます。以下この５．において同じ。）、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株

引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② 投資信託証券（約款第17条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等（約款第22条）

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限および約款第28条）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約（約款第29条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用取引（約款第23条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売出しにより取得する株券

ｅ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ｆ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記ｅ.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦ 有価証券先物取引等（約款第24条）

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならび

に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに「(2)投資対象③ 1．から4．」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1．2．3．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象③ 1．から4．」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象③ 1．から4．」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨

建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ1．2．3．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑧　スワップ取引（約款第25条）

1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4．前記３．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引（約款第26条）

1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計

額」といいます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

５．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

６．前記５．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

７．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

８．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩　有価証券の貸付（約款第27条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪　資金の借入れ（約款第35条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｂ．法令で定める投資制限

①　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

②　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

〈参考〉各マザーファンドの投資方針および主な投資制限

Ｉ「中国株式マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

中国の株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として、中国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※　株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

②　個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

③　株式および株価連動証券の組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

④　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤　市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④　同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑥　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑦　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

Ⅱ「インド株式マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

インドの株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として、インドの株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※　株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

②　個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

③　株式および株価連動証券の組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

④　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤　市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④　同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑥　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑦　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

Ⅲ「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

ＡＳＥＡＮ諸国の株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として、ＡＳＥＡＮ諸国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※　株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

②　個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

③　株式および株価連動証券の組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

④　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤　市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

④　同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑦　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

３　【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主として各マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先（株価連動証券を通じた場合を含みます。以下同じ。）となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式および株価連動証券への投資割合を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、アジア諸国の市場は先進諸国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合に、市場に及ぼす影響は先進諸国以上に大きいことが予想されます。このような場合には、資産価値の下落や為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤　信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体および株価連動証券の発行体や連動の対象となる株式の発行企業がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

投資対象国（地域）において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。なお、中国Ａ株市場に上場する株式を対象とする株価連動証券（以下「中国Ａ株連動証券」といいます。）は、QFII制度（適格国外機関投資家に中国Ａ株への投資を認める制度）の認定を受けた国外の機関投資家が、中国Ａ株を実質的な裏付け資産としてアレンジすることで、中国Ａ株と同様の価格変動性・流動性を有する証券として当ファンドにおいて投資対象となっています。有価証券届出書提出日現在、外国人投資家が売買する中国Ａ株の売買益については課税（キャピタルゲイン課税）されていませんが、2008年の中国における税制改正の実施により、今後課税される予定です。これに伴い、中国Ａ株連動証券についても、実質的な裏付け資産での課税相当分を負担することとなる予定です。また、中国の税務当局の決定次第では、過去の売買益についても遡及して課税される可能性があり、その際には、遡及して課税された課税相当分が信託財産中から支弁されるため、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

①　コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

② また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

③ トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

（1） 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成26年５月23日現在における手数料率の上限は3.24%（税抜３％）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

（2） 【換金（解約）手数料】

ありません。

（3） 【信託報酬等】

① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.836%（税抜1.7%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.92%	0.70%	0.08%

※ 委託会社の報酬には、各マザーファンドにかかる各投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれています。

② 信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（４） 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

④ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

（５） 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。以下同じ。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

＊ 平成28年１月１日から、上記の損益通算および３年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年１月１日より開始された非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	－	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のように区分されます。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

１．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「②　収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

※　上記の内容は平成26年２月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※　課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※　買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

５ 【運用状況】

（１） 【投資状況】（平成26年2月28日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券 (中国株式マザーファンド)	日本	199,058,395	31.75
	親投資信託受益証券 (ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド)	日本	194,887,387	31.09
	親投資信託受益証券 (インド株式マザーファンド)	日本	194,575,158	31.04
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	38,297,327	6.10
合　計（純資産総額）		―	626,818,267	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）中国株式マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	中国	76,249,455	38.30
		ケイマン諸島	73,605,352	36.97
		香港	26,876,147	13.50
		バミューダ	5,733,244	2.88
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	16,597,210	8.33
合　計（純資産総額）		―	199,061,408	100.00

（注）上記の国／地域は当該資産の発行体の国籍を示します。（以下同じ。）

（参考）ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	シンガポール	51,677,707	26.51
		マレーシア	44,964,321	23.07
		インドネシア	39,135,351	20.08
		タイ	25,769,640	13.22
		フィリピン	14,637,406	7.51
		バミューダ	2,266,187	1.16
		マン島	873,487	0.44
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	15,567,423	7.98
合　計（純資産総額）		―	194,891,522	100.00

（参考）インド株式マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	インド	173,818,096	89.33
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	20,760,800	10.66

合　計（純資産総額）	―	194,578,896	100.00

（２）　【投資資産】(平成26年2月28日現在)

①　【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量(口数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	中国株式マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	160,725,390	1.2224	196,470,716	1.2385	199,058,395	31.75
2	ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	127,169,584	1.5443	196,387,988	1.5325	194,887,387	31.09
3	インド株式マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	191,794,143	1.0109	193,884,699	1.0145	194,575,158	31.04

（参考）中国株式マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	通貨	数量(株式数)	帳簿価額単価(※)	帳簿価額金額(※)	評価額単価(※)	評価額金額(※)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	ソフトウェア・サービス	香港ドル	2,300	578.00	1,329,400.00	616.50	1,417,950.00	18,631,863	9.35
2	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	114,400	6.43	735,592.00	6.99	799,656.00	10,507,479	5.27
3	IND & COMM BK OF CHINA-H	株式	中国	銀行	香港ドル	158,280	4.65	736,002.00	4.68	740,750.40	9,733,460	4.88
4	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	株式	中国	銀行	香港ドル	128,090	5.26	673,753.40	5.36	686,562.40	9,021,429	4.53
5	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	株式	中国	保険	香港ドル	10,500	63.40	665,700.00	63.40	665,700.00	8,747,298	4.39
6	CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDI	株式	香港	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	香港ドル	130,000	3.68	478,400.00	3.70	481,000.00	6,320,340	3.17
7	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	電気通信サービス	香港ドル	5,500	73.50	404,250.00	73.95	406,725.00	5,344,366	2.68
8	TCL COMMUNICATION TECHNOLOGY	株式	ケイマン諸島	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	香港ドル	43,000	9.18	394,740.00	8.63	371,090.00	4,876,122	2.44
9	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT	株式	中国	各種金融	香港ドル	80,000	4.60	368,000.00	4.62	369,600.00	4,856,544	2.43
10	QIHOO 360 TECHNOLOGY CO-ADR	株式	ケイマン諸島	ソフトウェア・サービス	米ドル	400	105.60	42,240.00	110.76	44,304.00	4,516,349	2.26
11	CONSUN PHARMACEUTICAL GROUP	株式	ケイマン諸島	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	香港ドル	53,000	6.37	337,610.00	6.35	336,550.00	4,422,267	2.22
12	PETROCHINA CO LTD-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	38,000	7.90	300,200.00	8.15	309,700.00	4,069,458	2.04
13	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	株式	バミューダ	公益事業	香港ドル	58,000	4.94	286,520.00	5.19	301,020.00	3,955,402	1.98
14	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS	株式	ケイマン諸島	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	香港ドル	29,000	9.96	288,840.00	10.10	292,900.00	3,848,706	1.93
15	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	株式	香港	商業・専門サービス	香港ドル	26,000	10.80	280,800.00	11.18	290,680.00	3,819,535	1.91
16	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	株式	香港	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	香港ドル	40,000	6.99	279,600.00	7.00	280,000.00	3,679,200	1.84
17	CHINA LODGING GROUP-SPON ADR	株式	ケイマン諸島	消費者サービス	米ドル	1,270	27.94	35,483.80	28.40	36,068.00	3,676,771	1.84
18	CHINA MINSHENG BANKING CORP	株式	中国	銀行	香港ドル	34,500	7.70	265,650.00	7.84	270,480.00	3,554,107	1.78

19	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	株式	中国	銀行	香港ドル	80,000	3.29	263,200.00	3.36	268,800.00	3,532,032	1.77
20	ZTE CORP-H	株式	中国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	香港ドル	16,000	16.36	261,760.00	16.36	261,760.00	3,439,526	1.72
21	CHINA MODERN DAILY HOLDINGS	株式	香港	食品・飲料・タバコ	香港ドル	69,000	3.88	267,720.00	3.76	259,440.00	3,409,041	1.71
22	CHINA MACHINERY ENGINEERING	株式	中国	資本財	香港ドル	45,000	5.55	249,750.00	5.73	257,850.00	3,388,149	1.70
23	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	株式	中国	素材	香港ドル	9,000	28.45	256,050.00	28.60	257,400.00	3,382,236	1.69
24	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	食品・飲料・タバコ	香港ドル	21,000	11.52	241,920.00	11.88	249,480.00	3,278,167	1.64
25	BIOSTIME INTERNATIONAL HOLDINGS	株式	ケイマン諸島	食品・飲料・タバコ	香港ドル	3,500	66.40	232,400.00	69.10	241,850.00	3,177,909	1.59
26	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	自動車・自動車部品	香港ドル	32,000	6.59	210,880.00	6.84	218,880.00	2,876,083	1.44
27	500.COM LTD-CLASS A-ADR	株式	ケイマン諸島	消費者サービス	米ドル	600	45.77	27,462.00	46.49	27,894.00	2,843,514	1.42
28	REAL GOLD MINING LTD	株式	ケイマン諸島	素材	香港ドル	34,500	6.12	211,209.00	6.12	211,209.00	2,775,286	1.39
29	SINO BIOPHARMACEUTICAL	株式	ケイマン諸島	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	香港ドル	28,000	6.87	192,360.00	7.14	199,920.00	2,626,948	1.31
30	GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	株式	中国	自動車・自動車部品	香港ドル	26,000	7.25	188,500.00	7.28	189,280.00	2,487,139	1.24

（注）※各通貨表示

（参考）ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	通貨	数量(株式数)	帳簿価額 単価(※)	帳簿価額 金額(※)	評価額 単価(※)	評価額 金額(※)	評価額 金額(円)	投資比率(%)
1	KEPPEL CORP LTD	株式	シンガポール	資本財	シンガポールドル	13,000	10.44	135,720.00	10.44	135,720.00	10,936,317	5.61
2	DBS GROUP HOLDINGS LTD	株式	シンガポール	銀行	シンガポールドル	7,959	16.65	132,517.35	16.40	130,527.60	10,517,914	5.39
3	TENAGA NASIONAL BHD	株式	マレーシア	公益事業	マレーシアリンギット	21,000	12.04	252,840.00	11.96	251,160.00	7,813,587	4.00
4	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	株式	マレーシア	エネルギー	マレーシアリンギット	51,900	4.40	228,360.00	4.40	228,360.00	7,104,279	3.64
5	MALAYAN BANKING BHD	株式	マレーシア	銀行	マレーシアリンギット	23,055	9.75	224,786.25	9.70	223,633.50	6,957,238	3.56
6	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	株式	インドネシア	銀行	インドネシアルピア	83,700	9,650.00	807,705,000.00	9,200.00	770,040,000.00	6,776,352	3.47
7	UNITED OVERSEAS BANK LTD	株式	シンガポール	銀行	シンガポールドル	3,946	20.84	82,234.64	20.70	81,682.20	6,581,951	3.37
8	KASIKORNBANK PCL-NVDR	株式	タイ	銀行	タイバーツ	11,600	165.00	1,914,000.00	169.50	1,966,200.00	6,134,544	3.14
9	EZION HOLDINGS LTD	株式	シンガポール	エネルギー	シンガポールドル	33,200	2.26	75,032.00	2.26	75,032.00	6,046,078	3.10
10	BANK MANDIRI TBK	株式	インドネシア	銀行	インドネシアルピア	70,100	9,400.00	658,940,000.00	9,000.00	630,900,000.00	5,551,920	2.84
11	PTT PCL-NVDR	株式	タイ	エネルギー	タイバーツ	6,100	291.00	1,775,100.00	287.00	1,750,700.00	5,462,184	2.80
12	DIALOG GROUP BHD	株式	マレーシア	資本財	マレーシアリンギット	50,100	3.27	163,827.00	3.31	165,831.00	5,159,002	2.64
13	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVD	株式	タイ	素材	タイバーツ	19,200	72.25	1,387,200.00	73.50	1,411,200.00	4,402,944	2.25
14	AYALA LAND INC	株式	フィリピン	不動産	フィリピンペソ	61,300	28.40	1,740,920.00	29.20	1,789,960.00	4,081,108	2.09
15	FIRST GEN CORPORATION	株式	フィリピン	公益事業	フィリピンペソ	95,600	17.32	1,655,792.00	18.38	1,757,128.00	4,006,251	2.05
16	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	株式	インドネシア	食品・飲料・タバコ	インドネシアルピア	106,700	4,170.00	444,939,000.00	4,200.00	448,140,000.00	3,943,632	2.02

17	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	株式	インドネシア	食品・飲料・タバコ	インドネシアルピア	39,600	11,200.00	443,520,000.00	11,000.00	435,600,000.00	3,833,280	1.96
18	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	株式	シンガポール	電気通信サービス	シンガポールドル	13,000	3.64	47,320.00	3.65	47,450.00	3,823,521	1.96
19	AXIATA GROUP BERHAD	株式	マレーシア	電気通信サービス	マレーシアリンギット	18,700	6.53	122,111.00	6.55	122,485.00	3,810,508	1.95
20	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	株式	タイ	銀行	タイバーツ	8,000	148.00	1,184,000.00	151.50	1,212,000.00	3,781,440	1.94
21	GENTING BERHAD	株式	マレーシア	消費者サービス	マレーシアリンギット	12,000	10.10	121,200.00	10.08	120,960.00	3,763,065	1.93
22	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	株式	マレーシア	銀行	マレーシアリンギット	16,800	7.09	119,112.00	7.10	119,280.00	3,710,800	1.90
23	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	株式	インドネシア	自動車・自動車部品	インドネシアルピア	62,700	6,775.00	424,792,500.00	6,700.00	420,090,000.00	3,696,792	1.89
24	IJM CORP BHD	株式	マレーシア	資本財	マレーシアリンギット	20,400	5.76	117,504.00	5.80	118,320.00	3,680,935	1.88
25	SUMMARECON AGUNG TBK PT	株式	インドネシア	不動産	インドネシアルピア	417,800	1,060.00	442,868,000.00	1,000.00	417,800,000.00	3,676,640	1.88
26	GUDANG GARAM TBK PT	株式	インドネシア	食品・飲料・タバコ	インドネシアルピア	8,600	47,850.00	411,510,000.00	48,200.00	414,520,000.00	3,647,776	1.87
27	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	株式	シンガポール	不動産	シンガポールドル	16,000	2.81	44,960.00	2.82	45,120.00	3,635,769	1.86
28	WILMAR INTERNATIONAL LTD	株式	シンガポール	食品・飲料・タバコ	シンガポールドル	13,000	3.39	44,070.00	3.47	45,110.00	3,634,963	1.86
29	CAPITAMALLS ASIA LTD	株式	シンガポール	不動産	シンガポールドル	25,000	1.81	45,250.00	1.80	45,000.00	3,626,100	1.86
30	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	株式	インドネシア	電気通信サービス	インドネシアルピア	172,400	2,375.00	409,450,000.00	2,285.00	393,934,000.00	3,466,619	1.77

（注）※各通貨表示

（参考）インド株式マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	通貨	数量(株式数)	帳簿価額 単価(※)	帳簿価額 金額(※)	評価額 単価(※)	評価額 金額(※)	評価額 金額(円)	投資比率(%)
1	INFOSYS LTD-SP ADR	株式	インド	ソフトウェア・サービス	米ドル	2,800	61.05	170,940.00	61.67	172,676.00	17,602,591	9.04
2	WIPRO LTD-ADR	株式	インド	ソフトウェア・サービス	米ドル	9,565	13.70	131,040.50	14.18	135,631.70	13,826,295	7.10
3	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	株式	インド	ソフトウェア・サービス	インドルピー	3,530	2,177.90	7,687,987.00	2,182.15	7,702,989.50	12,786,962	6.57
4	HDFC BANK LTD-ADR	株式	インド	銀行	米ドル	3,200	33.78	108,096.00	33.61	107,552.00	10,963,850	5.63
5	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	株式	インド	エネルギー	米ドル	3,110	26.12	81,233.20	26.00	80,860.00	8,242,868	4.23
6	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	株式	インド	銀行	インドルピー	6,040	810.25	4,893,910.00	819.10	4,947,364.00	8,212,624	4.22
7	BHARTI AIRTEL LTD	株式	インド	電気通信サービス	インドルピー	16,050	282.80	4,538,940.00	288.20	4,625,610.00	7,678,512	3.94
8	MAHINDRA & MAHINDRA-SPON GDR	株式	インド	自動車・自動車部品	米ドル	4,678	15.08	70,544.24	15.50	72,509.00	7,391,567	3.79
9	DOCTOR REDDY'S LAB-ADR	株式	インド	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	米ドル	1,400	45.05	63,070.00	47.62	66,668.00	6,796,135	3.49
10	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	株式	インド	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	インドルピー	5,960	620.60	3,698,776.00	628.10	3,743,476.00	6,214,170	3.19
11	HCL TECHNOLOGIES LTD	株式	インド	ソフトウェア・サービス	インドルピー	1,980	1,530.20	3,029,796.00	1,572.65	3,113,847.00	5,168,986	2.65
12	CAIRN INDIA LTD	株式	インド	エネルギー	インドルピー	9,270	324.70	3,009,969.00	323.65	3,000,235.50	4,980,390	2.55
13	ITC LTD	株式	インド	食品・飲料・タバコ	インドルピー	9,050	320.05	2,896,452.50	328.75	2,975,187.50	4,938,811	2.53

14	TATA MOTORS LTD-SPON ADR	株式	インド	自動車・自動車部品	米ドル	1,200	32.78	39,336.00	35.05	42,060.00	4,287,596	2.20
15	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	株式	インド	自動車・自動車部品	インドルピー	1,500	1,684.40	2,526,600.00	1,664.05	2,496,075.00	4,143,484	2.12
16	LIC HOUSING FINANCE	株式	インド	銀行	インドルピー	9,930	202.70	2,012,811.00	206.80	2,053,524.00	3,408,849	1.75
17	GRASIM INDUSTRIES LTD	株式	インド	素材	インドルピー	730	2,504.75	1,828,467.50	2,566.65	1,873,654.50	3,110,266	1.59
18	ARVIND LTD	株式	インド	耐久消費財・アパレル	インドルピー	11,810	147.15	1,737,841.50	154.30	1,822,283.00	3,024,989	1.55
19	FEDERAL BANK LTD	株式	インド	銀行	インドルピー	23,890	74.50	1,779,805.00	75.10	1,794,139.00	2,978,270	1.53
20	DIVI'S LABORATORIES LTD	株式	インド	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	インドルピー	1,183	1,427.35	1,688,555.05	1,419.60	1,679,386.80	2,787,782	1.43
21	GREAT EASTERN SHIPPING CO	株式	インド	エネルギー	インドルピー	5,270	323.95	1,707,216.50	314.85	1,659,259.50	2,754,370	1.41
22	TATA GLOBAL BEVERAGES LTD	株式	インド	食品・飲料・タバコ	インドルピー	11,590	142.70	1,653,893.00	139.80	1,620,282.00	2,689,668	1.38
23	YES BANK LTD	株式	インド	銀行	インドルピー	5,340	303.90	1,622,826.00	302.50	1,615,350.00	2,681,481	1.37
24	TVS MOTOR CO LTD	株式	インド	自動車・自動車部品	インドルピー	16,730	84.00	1,405,320.00	85.45	1,429,578.50	2,373,100	1.21
25	INDIAN BANK	株式	インド	銀行	インドルピー	16,320	88.60	1,445,952.00	86.75	1,415,760.00	2,350,161	1.20
26	MAHINDRA LIFESPACE DEVELOPER	株式	インド	不動産	インドルピー	3,883	352.40	1,368,369.20	349.10	1,355,555.30	2,250,221	1.15
27	STATE BANK OF INDIA-SPON GDR	株式	インド	銀行	米ドル	450	48.73	21,928.50	48.86	21,987.00	2,241,354	1.15
28	GATEWAY DISTRIPARKS LTD	株式	インド	運輸	インドルピー	9,423	133.55	1,258,441.65	138.55	1,305,556.65	2,167,224	1.11
29	NMDC LTD	株式	インド	素材	インドルピー	9,820	135.30	1,328,646.00	126.90	1,246,158.00	2,068,622	1.06
30	TATA STEEL LTD-GDR REG S	株式	インド	素材	米ドル	3,573	5.89	21,044.97	5.60	20,008.80	2,039,697	1.04

（注）※各通貨表示

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	93.89
合　計		93.89

（参考）中国株式マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	8.79
		素材	3.90
		資本財	4.89
		商業・専門サービス	1.91
		自動車・自動車部品	3.51
		耐久消費財・アパレル	0.89
		消費者サービス	3.27
		小売	1.19
		食品・飲料・タバコ	4.95
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.49
		銀行	12.98

		各種金融	3.90
		保険	5.63
		不動産	0.93
		ソフトウェア・サービス	11.62
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.16
		電気通信サービス	2.68
		公益事業	3.63
		半導体・半導体製造装置	1.24
合　計			91.66

（参考）ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	9.55
		素材	3.63
		資本財	13.85
		自動車・自動車部品	1.89
		消費者サービス	2.37
		小売	0.95
		食品・飲料・タバコ	7.72
		ヘルスケア機器・サービス	1.75
		銀行	26.67
		不動産	9.18
		電気通信サービス	8.33
		公益事業	6.06
合　計			92.01

（参考）インド株式マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	8.21
		素材	3.70
		資本財	1.81
		運輸	1.11
		自動車・自動車部品	9.35
		耐久消費財・アパレル	1.55
		食品・飲料・タバコ	4.76
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.11
		銀行	18.34
		不動産	1.15
		ソフトウェア・サービス	25.38
		電気通信サービス	3.94
		公益事業	1.86
合　計			89.33

② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３） 【運用実績】
① 【純資産の推移】
平成26年2月28日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成23年2月25日	2,615	2,615	1.0130	1.0130
2期	平成24年2月27日	1,393	1,393	0.9694	0.9694
3期	平成25年2月25日	1,685	1,786	1.0796	1.1446
4期	平成26年2月25日	626	639	1.1014	1.1234
	平成25年2月末日	1,731	―	1.0621	―
	平成25年3月末日	1,715	―	1.0751	―
	平成25年4月末日	1,413	―	1.1269	―
	平成25年5月末日	1,098	―	1.1626	―
	平成25年6月末日	964	―	1.0294	―
	平成25年7月末日	822	―	1.0424	―
	平成25年8月末日	744	―	0.9801	―
	平成25年9月末日	764	―	1.0442	―
	平成25年10月末日	798	―	1.0988	―
	平成25年11月末日	789	―	1.1255	―
	平成25年12月末日	716	―	1.1549	―
	平成26年1月末日	676	―	1.0973	―
	平成26年2月28日	626	―	1.1044	―

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0650
4期	0.0220

③ 【収益率の推移】

期	収益率（%）
1期	1.30
2期	△4.30
3期	18.07

4期	4.06

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。

（４）　【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	6,800,492,762	4,219,111,114	2,581,381,648
2期	818,941,247	1,962,743,324	1,437,579,571
3期	1,394,222,053	1,270,544,701	1,561,256,923
4期	298,072,209	1,290,367,239	568,961,893

（注）第１期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

＜参考情報＞

（2014年2月28日現在）

基準価額・純資産の推移

（1万口当たり）

基準価額	11,044円	純資産総額	6.27億円

※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)
※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。(以下同じ。)

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

2014年2月	220円
2013年2月	650円
2012年2月	0円
2011年2月	0円
設定来累計	870円

設定来：2010年2月26日以降

主要な資産の状況

※各比率は小数点第二位を四捨五入して表示しています。

資産の組入比率

資産	比率(%)
中国の株式	
中国株式マザーファンド受益証券	31.8
インドの株式	
インド株式マザーファンド受益証券	31.0
ASEANの株式	
ASEAN株式マザーファンド受益証券	31.1
現金・預金・その他の資産	6.1
合計	100.0

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する組入比率です。

マザーファンドにおける組入上位銘柄

	組入上位銘柄	国／地域	業種	比率(%)
中国の株式	テンセン・ホールディングス	ケイマン諸島	ソフトウェア・サービス	9.4
	中国石油化工(シノペック)	中国	エネルギー	5.3
	中国工商銀行	中国	銀行	4.9
	中国建設銀行	中国	銀行	4.5
	ピンアン・イシュランス	中国	保険	4.4
インドの株式	インフォシス(ADR)	インド	ソフトウェア・サービス	9.0
	ウィプロ(ADR)	インド	ソフトウェア・サービス	7.1
	タタ・コンサルタンシー・サービシズ	インド	ソフトウェア・サービス	6.6
	HDFC銀行(ADR)	インド	銀行	5.6
	リライアンス インダストリーズ(GDR)	インド	エネルギー	4.2
ASEANの株式	ケッペル	シンガポール	資本財	5.6
	DBSグループ ホールディングス	シンガポール	銀行	5.4
	テナガナショナル	マレーシア	公益事業	4.0
	サプラクンチャナ・ペトロリアム	マレーシア	エネルギー	3.6
	マラヤン・バンキング	マレーシア	銀行	3.6

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

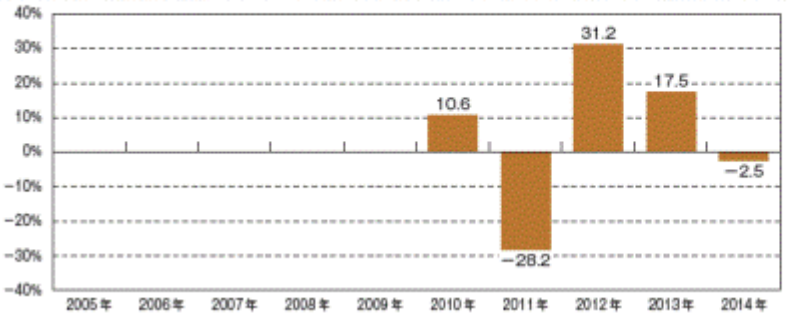

※年間収益率は、基準価額（分配金再投資ベース）をもとに計算したものです。
※当フォンドにはベンチマークはありません。
※2010年は設定日（2月26日）から年末までの収益率、2014年は1月から2月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※　解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※　「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

３　【資産管理等の概要】

（１）　【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株式：計算日※における取引所の最終相場（終値）
マザーファンド受益証券：計算日の基準価額
外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
※　外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（２） 【保管】

該当事項はありません。

（３） 【信託期間】

平成22年２月26日から平成32年２月25日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４） 【計算期間】

原則として毎年２月26日から翌年２月25日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５） 【その他】

① 信託契約の解約

１．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

ａ．信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

ｂ．やむを得ない事情が発生したとき。

ｃ．信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。

２．前記１．により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

３．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

ａ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

ｂ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｃ．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「② 信託約款の変更等」および「③ 書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１．の事項（前記１．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

３．この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

４．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③　書面決議

１．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ａ．信託契約の解約の場合　信託契約の解約の理由など

ｂ．重大な約款の変更等の場合　重大な約款の変更等の内容およびその理由など

２．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この２．において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

３．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

４．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

５．信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記１．の通知書面に付記します。

④　償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※　償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

⑤　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥　関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社とハーベスト・グローバル・インベストメンツ社との間の「中国株式マザーファンド」における投資顧問契約、委託会社とＵＴＩアセットマネジメント社との間の「インド株式マザーファンド」における投資顧問契約、および委託会社とＵＯＢアセットマネジメント社との間の「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」における投資顧問契約の契約期間は、当該各マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、当該契約は契約期間中であっても解約される場合があり、委託会社は、各投資顧問会社に対する90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。

２．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則２年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

３．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨　運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

４　【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３ 【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１ 【財務諸表】

【ＭＨＡＭグローイング・アジア株式ファンド】

（１） 【貸借対照表】

（単位：円）

区 分	第 3 期計算期間 （平成25年2月25日現在）	第 4 期計算期間 （平成26年2月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	252,773,986	61,280,712
親投資信託受益証券	1,579,628,488	586,743,403
未収利息	581	83
流動資産合計	1,832,403,055	648,024,198
資産合計	1,832,403,055	648,024,198
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	101,481,699	12,517,161
未払解約金	34,759,035	2,110,961
未払受託者報酬	502,153	316,811
未払委託者報酬	10,168,461	6,415,313
その他未払費用	31,323	19,743
流動負債合計	146,942,671	21,379,989
負債合計	146,942,671	21,379,989
純資産の部		
元本等		
元本	1,561,256,923	568,961,893
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	124,203,461	57,682,316

元本等合計	1,685,460,384	626,644,209
純資産合計	1,685,460,384	626,644,209
負債純資産合計	1,832,403,055	648,024,198

（２）　【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区　分	第 3 期計算期間 （自 平成24年2月28日 至 平成25年2月25日）	第 4 期計算期間 （自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
営業収益		
受取利息	40,980	39,147
有価証券売買等損益	158,339,246	81,614,915
営業収益合計	158,380,226	81,654,062
営業費用		
受託者報酬	1,105,758	842,835
委託者報酬	22,391,428	17,067,282
その他費用	68,978	52,559
営業費用合計	23,566,164	17,962,676
営業利益又は営業損失（△）	134,814,062	63,691,386
経常利益又は経常損失（△）	134,814,062	63,691,386
当期純利益又は当期純損失（△）	134,814,062	63,691,386
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△23,735,622	42,767,005
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△43,948,595	124,203,461
剰余金増加額又は欠損金減少額	111,084,071	29,782,882
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,370,938	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,713,133	29,782,882
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	104,711,247
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	104,711,247
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	101,481,699	12,517,161
期末剰余金又は期末欠損金（△）	124,203,461	57,682,316

（３）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 4 期計算期間 （自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	第 3 期計算期間 （平成25年2月25日現在）	第 4 期計算期間 （平成26年2月25日現在）
1　計算期間末日の受益権総口数	1,561,256,923口	568,961,893口
2　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	1.0796 円 (10,796 円)	1.1014 円 (11,014 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 3 期計算期間 （自 平成24年2月28日 至 平成25年2月25日）	第 4 期計算期間 （自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
(単位:円)	(単位:円)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,153,839円）、有価証券売買等損益（93,544,107円）、収益調整金（105,736,436円）、分配準備積立金（250,778円）より、分配対象収益は225,685,160円（１万口当たり1,445円）であり、うち101,481,699円（１万口当たり650円）を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,957,197円）、有価証券売買等損益（13,967,184円）、収益調整金（43,663,993円）、分配準備積立金（5,611,103円）より、分配対象収益は70,199,477円（１万口当たり1,233円）であり、うち12,517,161円（１万口当たり220円）を分配金額としております。
配当等収益　26,153,839	配当等収益　6,957,197
有価証券売買等損益　93,544,107	有価証券売買等損益　13,967,184
収益調整金　105,736,436	収益調整金　43,663,993
分配準備積立金　250,778	分配準備積立金　5,611,103
分配可能額　225,685,160	分配可能額　70,199,477
収益分配額　101,481,699	収益分配額　12,517,161

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	第 3 期計算期間 （自 平成24年2月28日 至 平成25年2月25日）	第 4 期計算期間 （自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。

	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

項目	第 3 期計算期間 （平成25年2月25日現在）	第 4 期計算期間 （平成26年2月25日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	（1）有価証券 親投資信託受益証券 同左

	（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

①　売買目的有価証券

第 3 期計算期間（自 平成24年2月28日　至 平成25年2月25日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	194,556,414
合計	194,556,414

第 4 期計算期間（自 平成25年2月26日　至 平成26年2月25日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	22,019,480
合計	22,019,480

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期計算期間 （自 平成24年2月28日 至 平成25年2月25日）	第 4 期計算期間 （自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

期別 項　　目	第 3 期計算期間 （平成25年2月25日現在）	第 4 期計算期間 （平成26年2月25日現在）
1　期首元本額	1,437,579,571 円	1,561,256,923 円
期中追加設定元本額	1,394,222,053 円	298,072,209 円

期中一部解約元本額	1,270,544,701 円	1,290,367,239 円

（４）　【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ＭＨＡＭグローイング・アジア株式ファンド　（平成26年2月25日現在）

種類	通　貨	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	中国株式マザーファンド	160,725,390	196,470,716	
		ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド	127,169,584	196,387,988	
		インド株式マザーファンド	191,794,143	193,884,699	
	日本・円 小計	 銘柄数 組入時価比率	479,689,117 3 93.6%	586,743,403 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				586,743,403	
合計				586,743,403	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは、「中国株式マザーファンド」受益証券、「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」受益証券、及び「インド株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

中国株式マザーファンドの状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）　貸借対照表

(単位：円)

区　分	（平成26年2月25日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	15,575,362
コール・ローン	745,149
株式	179,774,168
未収入金	371,542
未収利息	1
流動資産合計	196,466,222
資産合計	196,466,222
負債の部	
負債合計	―
純資産の部	
元本等	
元本	160,725,390
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,740,832
元本等合計	196,466,222
純資産合計	196,466,222
負債純資産合計	196,466,222

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　　目　　期別	（平成26年2月25日現在）
1　計算期間末日の受益権総口数	160,725,390口
2　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	1.2224 円 (12,224 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 また、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。

	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成26年2月25日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 株式 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	12,992,483
合計	12,992,483

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

期別 項　目	（平成26年2月25日現在）
1　親投資信託の期首における元本額	488,188,483 円 （平成25年2月26日）
期中追加設定元本額	63,517,596 円
期中一部解約元本額	390,980,689 円
2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	160,725,390 円
MHAMグローイング・アジア株式ファンド	160,725,390 円

(3) 附属明細表

第１　有価証券明細表
（１）株式

有価証券明細表

中国株式マザーファンド　（平成26年2月25日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	80,000	3.29	263,200.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	9,000	28.45	256,050.00	
	BBMG CORPORATION-H	22,000	5.72	125,840.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	58,000	4.94	286,520.00	
	BEIJING JINGNENG CLEAN ENERGY	30,000	4.58	137,400.00	
	BIOSTIME INTERNATIONAL HOLDINGS	3,500	66.40	232,400.00	

	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT	80,000	4.60	368,000.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	128,090	5.26	673,753.40	
	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	26,000	10.80	280,800.00	
	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	36,000	4.80	172,800.00	
	CHINA MACHINERY ENGINEERING	45,000	5.55	249,750.00	
	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS	29,000	9.96	288,840.00	
	CHINA MINSHENG BANKING CORP	34,500	7.70	265,650.00	
	CHINA MOBILE LIMITED	5,500	73.50	404,250.00	
	CHINA MODERN DAILY HOLDINGS	69,000	3.88	267,720.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	6,000	20.90	125,400.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	114,400	6.43	735,592.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	8,000	17.40	139,200.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	14,000	13.40	187,600.00	
	CHINA TAIPING INSURANCE	14,200	13.88	197,096.00	
	CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDI	130,000	3.68	478,400.00	
	CITIC SECURITIES CO LTD-H	6,000	15.78	94,680.00	
	CONSUN PHARMACEUTICAL GROUP	53,000	6.37	337,610.00	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	40,000	6.99	279,600.00	
	CSR CORP LTD - H	22,000	5.81	127,820.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	2,000	52.65	105,300.00	
	GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	65,000	2.80	182,000.00	
	GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	3,500	34.45	120,575.00	
	GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	26,000	7.25	188,500.00	
	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	6,000	23.50	141,000.00	
	HAITONG SECURITIES CO LTD	12,400	10.14	125,736.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	158,280	4.65	736,002.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	38,000	7.90	300,200.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	10,500	63.40	665,700.00	
	REAL GOLD MINING LTD	34,500	6.12	211,209.00	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	28,000	6.87	192,360.00	
	SPT ENERGY GROUP INC	22,000	4.33	95,260.00	
	SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY	20,000	6.52	130,400.00	
	TCL COMMUNICATION TECHNOLOGY	43,000	9.18	394,740.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	2,300	578.00	1,329,400.00	
	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	21,000	11.52	241,920.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	32,000	6.59	210,880.00	
	ZTE CORP-H	16,000	16.36	261,760.00	
香港・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	1,603,670 43 84.8%		12,608,913.40 (166,689,835) 92.7%	
米・ドル	500.COM LTD-CLASS A-ADR	600	45.77	27,462.00	
	CHINA LODGING GROUP-SPON ADR	1,270	27.94	35,483.80	
	QIHOO 360 TECHNOLOGY CO-ADR	400	105.60	42,240.00	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD-ADS	200	112.02	22,404.00	

米・ドル	小計	2,470		127,589.80	
	銘柄数	4		(13,084,333)	
	組入時価比率	6.7%		7.3%	
合計		1,606,140		179,774,168 (179,774,168)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘　柄　数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	4	100.0%	―	―	7.3%
香港・ドル	株式	43	100.0%	―	―	92.7%

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

ＡＳＥＡＮ株式マザーファンドの状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)　貸借対照表

(単位：円)

区　分	（平成26年2月25日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	4,739,167
コール・ローン	726,950
株式	180,725,416
未収入金	10,190,135
流動資産合計	196,381,668

資産合計	196,381,668
負債の部	
負債合計	―
純資産の部	
元本等	
元本	127,169,584
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	69,212,084
元本等合計	196,381,668
純資産合計	196,381,668
負債純資産合計	196,381,668

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、株式の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	（平成26年2月25日現在）

1　計算期間末日の受益権総口数	127,169,584口
2　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	1.5443 円 (15,443 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 また、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。

	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成26年2月25日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 株式 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	3,216,027
合計	3,216,027

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目 ＼ 期別	（平成26年2月25日現在）
1　親投資信託の期首における元本額	334,733,979 円 （平成25年2月26日）
期中追加設定元本額	51,232,354 円
期中一部解約元本額	258,796,749 円
2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	127,169,584 円
MHAMグローイング・アジア株式ファンド	127,169,584 円

(3) 附属明細表

第１　有価証券明細表
（１）株式

有価証券明細表

ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド　（平成26年2月25日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポール・ドル	CAPITALAND LTD	4,000	2.85	11,400.00	
	CAPITAMALLS ASIA LTD	25,000	1.81	45,250.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	7,959	16.65	132,517.35	
	EZION HOLDINGS LTD	33,200	2.26	75,032.00	
	GENTING SINGAPORE PLC	8,000	1.35	10,840.00	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	16,000	2.81	44,960.00	

	KEPPEL CORP LTD	13,000	10.44	135,720.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	13,000	3.64	47,320.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	3,946	20.84	82,234.64	
	UOL GROUP LTD	4,000	5.90	23,600.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	13,000	3.39	44,070.00	
シンガポール・ドル	小計	141,105		652,943.99	
	銘柄数	11		(53,038,640)	
	組入時価比率	27.0%		29.4%	
マレーシア・リンギット	AXIATA GROUP BERHAD	18,700	6.53	122,111.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	16,800	7.09	119,112.00	
	DIALOG GROUP BHD	50,100	3.27	163,827.00	
	GAMUDA BHD	20,900	4.60	96,140.00	
	GENTING BERHAD	12,000	10.10	121,200.00	
	IJM CORP BHD	20,400	5.76	117,504.00	
	MALAYAN BANKING BHD	23,055	9.75	224,786.25	
	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	51,900	4.40	228,360.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	21,000	12.04	252,840.00	
マレーシア・リンギット	小計	234,855		1,445,880.25	
	銘柄数	9		(45,227,134)	
	組入時価比率	23.0%		25.0%	
インドネシア・ルピア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	62,700	6,775.00	424,792,500.00	
	BANK MANDIRI TBK	70,100	9,400.00	658,940,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	83,700	9,650.00	807,705,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	106,700	4,170.00	444,939,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	8,600	47,850.00	411,510,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	39,600	11,200.00	443,520,000.00	
	MATAHARI DEPARTMENT STORE TB	15,200	13,700.00	208,240,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	21,100	14,900.00	314,390,000.00	
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	417,800	1,060.00	442,868,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	172,400	2,375.00	409,450,000.00	
インドネシア・ルピア	小計	997,900		4,566,354,500.00	
	銘柄数	10		(40,183,919)	
	組入時価比率	20.5%		22.2%	
タイ・バーツ	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	3,900	206.00	803,400.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	8,600	123.50	1,062,100.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	11,600	165.00	1,914,000.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVD	19,200	72.25	1,387,200.00	
	PTT PCL-NVDR	6,100	291.00	1,775,100.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	8,000	148.00	1,184,000.00	
タイ・バーツ	小計	57,400		8,125,800.00	
	銘柄数	6		(25,596,270)	
	組入時価比率	13.0%		14.2%	
フィリピン・ペソ	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	29,600	28.70	849,520.00	
	AYALA LAND INC	61,300	28.40	1,740,920.00	

	FIRST GEN CORPORATION	95,600	17.32	1,655,792.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	10,605	81.10	860,065.50	
	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	420	2,706.00	1,136,520.00	
フィリピン・ペソ	小計 銘柄数 組入時価比率	197,525 5 7.3%		6,242,817.50 (14,358,480) 7.9%	
米・ドル	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	402	56.30	22,632.60	
米・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	402 1 1.2%		22,632.60 (2,320,973) 1.3%	
合計		1,629,187		180,725,416 (180,725,416)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘　柄　数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	1	100.0%	―	―	1.3%
シンガポール・ドル	株式	11	100.0%	―	―	29.4%
マレーシア・リンギット	株式	9	100.0%	―	―	25.0%
タイ・バーツ	株式	6	100.0%	―	―	14.2%
フィリピン・ペソ	株式	5	100.0%	―	―	7.9%
インドネシア・ルピア	株式	10	100.0%	―	―	22.2%

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

インド株式マザーファンドの状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)　貸借対照表

(単位：円)

区　分	（平成26年2月25日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	20,180,014
コール・ローン	709,665
株式	172,962,891
未収配当金	35,204
流動資産合計	193,887,774
資産合計	193,887,774
負債の部	
負債合計	―
純資産の部	
元本等	
元本	191,794,143
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,093,631
元本等合計	193,887,774
純資産合計	193,887,774
負債純資産合計	193,887,774

(2)　注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自　平成25年2月26日 至　平成26年2月25日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	（平成26年2月25日現在）
1　　計算期間末日の受益権総口数	191,794,143口
2　　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	1.0109 円 (10,109 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 また、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。

	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成26年2月25日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 株式 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

①　売買目的有価証券

（自 平成25年2月26日　至 平成26年2月25日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	10,934,434
合計	10,934,434

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目 ＼ 期別	（平成26年2月25日現在）
1　親投資信託の期首における元本額	533,512,922 円 （平成25年2月26日）
期中追加設定元本額	52,437,435 円
期中一部解約元本額	394,156,214 円
2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	191,794,143 円
MHAMグローイング・アジア株式ファンド	191,794,143 円

（3）　附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

インド株式マザーファンド　（平成26年2月25日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
インド・ルピー	ADITYA BIRLA NUVO LTD	870	1,099.60	956,652.00	
	ARVIND LTD	11,810	147.15	1,737,841.50	
	BHARTI AIRTEL LTD	16,050	282.80	4,538,940.00	
	CAIRN INDIA LTD	9,270	324.70	3,009,969.00	
	DIVI'S LABORATORIES LTD	1,183	1,427.35	1,688,555.05	

	FEDERAL BANK LTD	23,890	74.50	1,779,805.00	
	GATEWAY DISTRIPARKS LTD	9,423	133.55	1,258,441.65	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	730	2,504.75	1,828,467.50	
	GREAT EASTERN SHIPPING CO	5,270	323.95	1,707,216.50	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	1,980	1,530.20	3,029,796.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	6,040	810.25	4,893,910.00	
	INDIAN BANK	16,320	88.60	1,445,952.00	
	ING VYSYA BANK LTD	1,890	544.00	1,028,160.00	
	ITC LTD	9,050	320.05	2,896,452.50	
	LIC HOUSING FINANCE	9,930	202.70	2,012,811.00	
	MAHINDRA LIFESPACE DEVELOPER	3,883	352.40	1,368,369.20	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	1,500	1,684.40	2,526,600.00	
	NMDC LTD	9,820	135.30	1,328,646.00	
	NTPC LTD	10,570	116.90	1,235,633.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	10,110	95.05	960,955.50	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	5,960	620.60	3,698,776.00	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	3,530	2,177.90	7,687,987.00	
	TATA GLOBAL BEVERAGES LTD	11,590	142.70	1,653,893.00	
	TVS MOTOR CO LTD	16,730	84.00	1,405,320.00	
	UNITED SPIRITS LTD	420	2,399.00	1,007,580.00	
	YES BANK LTD	5,340	303.90	1,622,826.00	
インド・ルピー	小計	203,159		58,309,555.40	
	銘柄数	26		(97,376,957)	
	組入時価比率	50.2%		56.3%	
米・ドル	AXIS BANK LTD-GDR REG S	540	19.92	10,756.80	
	DOCTOR REDDY'S LAB-ADR	1,400	45.05	63,070.00	
	HDFC BANK LTD-ADR	3,200	33.78	108,096.00	
	INFOSYS LTD-SP ADR	2,800	61.05	170,940.00	
	LARSEN & TOUBRO-GDR REG S	1,100	17.34	19,074.00	
	MAHINDRA & MAHINDRA-SPON GDR	4,678	15.08	70,544.24	
	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	3,110	26.12	81,233.20	
	STATE BANK OF INDIA-SPON GDR	450	48.73	21,928.50	
	TATA MOTORS LTD-SPON ADR	1,200	32.78	39,336.00	
	TATA STEEL LTD-GDR REG S	3,573	5.89	21,044.97	
	WIPRO LTD-ADR	9,565	13.70	131,040.50	
米・ドル	小計	31,616		737,064.21	
	銘柄数	11		(75,585,934)	
	組入時価比率	39.0%		43.7%	
合計		234,775		172,962,891	
				(172,962,891)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘　柄　数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	11	100.0%	―	―	43.7%
インド・ルピー	株式	26	100.0%	―	―	56.3%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2　【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成26年2月28日現在）

Ⅰ 資産総額（円）	634,505,276
Ⅱ 負債総額（円）	7,687,009
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	626,818,267
Ⅳ 発行済口数（口）	567,565,250
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.1044

（参考）中国株式マザーファンド

Ⅰ 資産総額（円）	199,061,408
Ⅱ 負債総額（円）	—
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	199,061,408
Ⅳ 発行済口数（口）	160,725,390
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.2385

（参考）ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド

Ⅰ 資産総額（円）	194,891,522
Ⅱ 負債総額（円）	—
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	194,891,522
Ⅳ 発行済口数（口）	127,169,584
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.5325

（参考）インド株式マザーファンド

Ⅰ 資産総額（円）	194,578,896
Ⅱ 負債総額（円）	—
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	194,578,896
Ⅳ 発行済口数（口）	191,794,143
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.0145

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成26年２月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構（平成26年２月末日現在）

①　会社の組織図

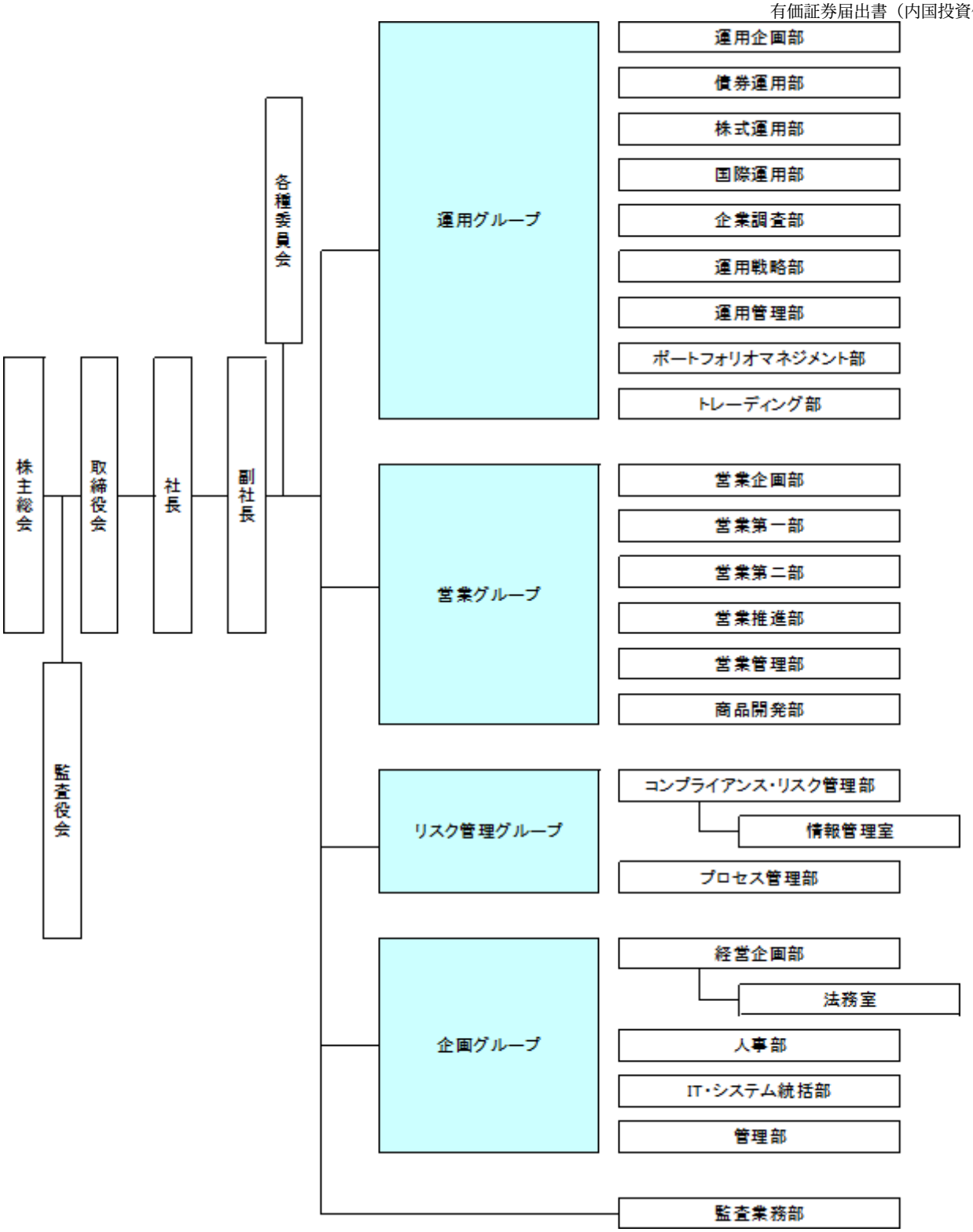

② 運用の基本プロセス

1　運用に関する会議および委員会

a　運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b　運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

２　運用の流れ

ａ　ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

ｂ　ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

ｃ　売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

２　【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成26年2月28日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	348,950,595,692
追加型株式投資信託	241	1,802,955,965,859
追加型金銭信託受益権投資信託	12	9,209,142,309
単位型株式投資信託	6	11,275,937,343
合計	274	2,172,391,641,203

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第50期事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第51期中間会計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年９月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）　【貸借対照表】

（単位：　　千円）

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,783,929	2,268,024
有価証券	21,231	-
短期貸付金	-	16,195,635
前払費用	83,988	253,250
未収入金	-	1,119,715
未収委託者報酬	1,597,501	1,517,926
未収運用受託報酬	585,270	709,038
繰延税金資産	179,026	168,605
その他流動資産	143,681	165,346
貸倒引当金	△ 873	△ 7,816
流動資産合計	20,393,755	22,389,725
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	186,195	167,960
工具、器具及び備品（純額）	109,225	93,706
リース資産（純額）	5,462	3,943
有形固定資産合計	※１ 300,883	※１ 265,610
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	22	-
その他無形固定資産	188	133
無形固定資産合計	※１ 12,957	※１ 12,880
投資その他の資産		
投資有価証券	4,016,768	2,708,128
長期差入保証金	519,439	514,642
前払年金費用	196,834	263,427
会員権	19,500	17,200
繰延税金資産	171,873	63,011
その他	9,330	15,565
投資その他の資産合計	4,933,746	3,581,975
固定資産合計	5,247,586	3,860,466
資産合計	25,641,342	26,250,191
負債の部		
流動負債		
預り金	31,986	375,742
リース債務	3,228	3,023
未払金		
未払収益分配金	978	901
未払償還金	29,951	28,656
未払手数料	694,169	650,405
その他未払金	11,378	10,777
未払金合計	736,476	690,740
未払費用	1,035,938	1,146,683
未払法人税等	108,951	18,987
未払消費税等	67,343	62,693
賞与引当金	368,000	347,800
その他流動負債	4,950	5,121
流動負債合計	2,356,876	2,650,793

固定負債		
リース債務	10,319	7,296
役員退職慰労引当金	154,212	178,410
時効後支払損引当金	16,105	16,905
その他固定負債	2,520	6,951
固定負債合計	183,157	209,562
負債合計	2,540,034	2,860,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計	16,499,113	16,648,301
株主資本合計	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 159,879	△ 20,541
評価・換算差額等合計	△ 159,879	△ 20,541
純資産合計	23,101,308	23,389,835
負債純資産合計	25,641,342	26,250,191

（２）　【損益計算書】

（単位：　千円）

	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,509,688	15,739,580
運用受託報酬	2,214,102	2,401,288
営業収益合計	18,723,790	18,140,869
営業費用		
支払手数料	7,741,676	7,426,160
広告宣伝費	170,580	149,566
公告費	370	152
調査費		
調査費	845,471	948,113
委託調査費	3,754,952	3,624,517
図書費	7,007	7,229
調査費合計	4,607,430	4,579,861
委託計算費	194,940	177,505
営業雑経費		
通信費	51,878	50,112
印刷費	167,656	167,179

協会費	16,750	18,816
諸会費	2,639	2,689
その他	36,815	37,963
営業雑経費合計	275,740	276,761
営業費用合計	12,990,738	12,610,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,717	141,073
給料手当	2,220,149	2,204,883
賞与	326,160	333,923
給料合計	2,688,027	2,679,880
交際費	275	707
旅費交通費	67,641	67,470
租税公課	49,669	50,223
不動産賃借料	445,713	421,877
退職給付費用	167,804	165,171
福利厚生費	408,303	409,033
貸倒引当金繰入	-	6,943
賞与引当金繰入	368,000	347,800
役員退職慰労引当金繰入	34,592	39,522
固定資産減価償却費	69,347	51,898
諸経費	303,377	310,561
一般管理費合計	4,602,752	4,551,091
営業利益	1,130,299	979,771
営業外収益		
受取配当金	1,672	1,032
受取利息	11,553	12,757
有価証券解約益	4,113	1,437
有価証券償還益	2,019	1,387
時効到来償還金等	2,169	1,576
雑収入	10,602	17,474
営業外収益合計	32,131	35,666
営業外費用		
有価証券解約損	15,045	118,238
有価証券償還損	-	160,957
ヘッジ会計に係る損失	850	38
時効後支払損引当金繰入額	19,679	2,481
雑損失	15,036	2,148
営業外費用合計	50,611	283,864
経常利益	1,111,819	731,573
特別利益		
受取和解金	120,735	-
特別利益合計	120,735	-
特別損失		
和解費用	2,335	-
投資有価証券売却損	47,986	22,844
投資有価証券評価損	34,011	-
減損損失	11,358	-
遊休資産売却損	-	3,932
特別損失合計	95,692	26,776
税引前当期純利益	1,136,863	704,796
法人税、住民税及び事業税	376,959	193,759
法人税等調整額	119,789	42,020
法人税等合計	496,748	235,779

当期純利益	640,114	469,017

（３）　【株主資本等変動計算書】

（単位：　千円）

	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,083,517	6,365,928
当期変動額		
剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計		
当期首残高	16,216,701	16,499,113
当期変動額		
剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	16,499,113	16,648,301
株主資本合計		
当期首残高	22,978,776	23,261,188
当期変動額		

剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△129,413	△159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,466	139,338
当期変動額合計	△30,466	139,338
当期末残高	△159,879	△20,541
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△129,413	△159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,466	139,338
当期変動額合計	△30,466	139,338
当期末残高	△159,879	△20,541
純資産合計		
当期首残高	22,849,363	23,101,308
当期変動額		
剰余金の配当	△357,703	△319,829
当期純利益	640,114	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,466	139,338
当期変動額合計	251,944	288,526
当期末残高	23,101,308	23,389,835

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

（３）ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

（４）ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示情報の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた206,164千円は、「前払年金費用」196,834千円、「その他」9,330千円として組み替えております。

追加情報

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年３月31日)		当事業年度 (平成25年３月31日)	
※１　有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額		※１　有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	
建物	147,526千円	建物	165,761千円
工具、器具及び備品	349,763千円	工具、器具及び備品	346,701千円
リース資産	26,240千円	リース資産	21,452千円
ソフトウェア	3,885千円	ソフトウェア	670千円
その他無形固定資産	658千円	その他無形固定資産	712千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　357,703,800円

２）１株当たり配当額　340円

３）基準日　平成23年３月31日

４）効力発生日　平成23年６月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　319,829,280円

２）配当の原資　利益剰余金

３）１株当たり配当額　304円

４）基準日　平成24年３月31日

５）効力発生日　平成24年６月13日

当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　319,829,280円

２）１株当たり配当額　304円

３）基準日　平成24年３月31日

４）効力発生日　平成24年６月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年６月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　233,559,540円

２）配当の原資　利益剰余金

３）１株当たり配当額　222円

４）基準日　平成25年３月31日

５）効力発生日　平成25年６月13日

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成24年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
（３）未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
（４）未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
（５）長期差入保証金	519,439	518,758	△680
資産計	24,274,376	24,273,695	△680
（１）未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

当事業年度（平成25年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
（２）短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
（３）未収入金	1,119,715	1,119,715	-
（４）未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
（５）未収運用受託報酬	709,038	709,038	-
（６）投資有価証券			
その他有価証券	2,641,608	2,641,608	-

（７）長期差入保証金	514,642	514,559	△83
資産計	24,966,590	24,966,507	△83
（１）未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引（※１） ①ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）短期貸付金、（３）未収入金、（４）未収委託者報酬及び（５）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（６）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（７）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位:千円）

区分	前事業年度 （平成24年３月31日）	当事業年度 （平成25年３月31日）
非上場株式	249,764	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（６）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,783,234	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

当事業年度（平成25年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超

預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

(有価証券関係)

1　その他有価証券

前事業年度(平成24年３月31日)

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①　株式	5,948	5,774	173
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①　株式	12,953	14,345	△ 1,391
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	3,681,332	3,932,615	△ 251,282
小計	3,694,286	3,946,960	△ 252,673
合計	3,788,236	4,036,753	△ 248,516

当事業年度(平成25年３月31日)

種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
小計	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
合計	2,641,608	2,673,524	△ 31,915

2　当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
①　株式	27,915	-	△ 35,755
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	-	-	-

合計	27,915	-	△ 35,755

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
①　株式	161,410	-	△ 21,884
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	△ 21,884

３　当事業年度中に解約・償還したその他有価証券
前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	150,608	6,133	△ 15,045
合計	150,608	6,133	△ 15,045

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	3,040,519	2,825	△ 279,196
合計	3,040,519	2,825	△ 279,196

(デリバティブ取引関係)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものはありません。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連
前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち１年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	68,110	-	△2,520
	買建	投資有価証券	248,320	-	9,330
合計			316,430	-	6,810

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち１年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	79,849	-	△6,951
	買建	投資有価証券	272,890	-	15,565
合計			352,739	-	8,614

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2　退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成24年３月31日）	当事業年度 （平成25年３月31日）
（１）退職給付債務（千円）	721,405	805,634
（２）年金資産（千円）	918,239	1,069,061
（３）退職給付引当金（千円）	―	―
（４）前払年金費用（千円）	196,834	263,427

(注１)　当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3　退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
（１）勤務費用（千円）	167,804　(注１)	165,171　(注２)
（２）退職給付費用（千円）	167,804	165,171

(注１)　確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。
(注２)　確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

(税効果会計関係)

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	29,811千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	79,565千円	63,338千円
賞与引当金損金算入限度超過額	139,876千円	132,198千円
社会保険料損金不算入額	18,674千円	18,577千円
役員退職慰労引当金	58,616千円	67,813千円
未払事業税	11,519千円	6,439千円
その他有価証券評価差額金	88,636千円	11,374千円
その他	61,029千円	40,726千円
繰延税金資産小計	487,731千円	357,956千円
評価性引当額	△66,679千円	△32,453千円
繰延税金資産合計	421,051千円	325,502千円
繰延税金負債		
前払年金費用	△70,151千円	△93,885千円
繰延税金負債合計	△70,151千円	△93,885千円
繰延税金資産の純額	350,899千円	231,617千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)

法定実効税率	40.69%	38.01%
（調整）		
評価性引当額	1.20%	△4.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.02%	△0.02%
住民税等均等割	0.33%	0.54%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.30%	-
その他	0.02%	△0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.69%	33.45%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)及び当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)及び当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

当事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
株式会社みずほフィナンシャルグループ
（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
１株当たり純資産額　21,957.95円	１株当たり純資産額　22,232.20円
１株当たり当期純利益金額　608.43円	１株当たり当期純利益金額　445.80円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益　640,114千円	損益計算書上の当期純利益　469,017千円
普通株式に係る当期純利益　640,114千円	普通株式に係る当期純利益　469,017千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数　1,052,070株	普通株式の期中平均株式数　1,052,070株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

（単位：　千円）

		第51期中間会計期間 (平成25年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		3,219,640
短期貸付金		15,794,784
未収委託者報酬		1,513,039
未収運用受託報酬		1,316,358
繰延税金資産		154,270
その他		285,976
貸倒引当金		△ 5,587
流動資産合計		22,278,481
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		160,222
工具、器具及び備品（純額）		85,642
リース資産（純額）		6,206
有形固定資産合計	※1	252,071
無形固定資産		12,859
投資その他の資産		
投資有価証券		2,885,109
長期差入保証金		512,258
繰延税金資産		45,293
その他		323,826
投資その他の資産合計		3,766,486
固定資産合計		4,031,416
資産合計		26,309,898
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,767
未払金		687,093
未払費用		1,271,643
未払法人税等		211,158
未払消費税等		72,070
賞与引当金		293,900
その他		79,530
流動負債合計		2,619,164
固定負債		
リース債務		8,355
役員退職慰労引当金		146,431
時効後支払損引当金		13,491
その他		3,143
固定負債合計		171,421
負債合計		2,790,585
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		2,266,400
その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474

利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,631,748
利益剰余金合計	16,764,932
株主資本合計	23,527,007
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 7,694
評価・換算差額等合計	△ 7,694
純資産合計	23,519,313
負債純資産合計	26,309,898

(5) 中間損益計算書

（単位： 千円）

	第51期中間会計期間 (自 平成25年４月１日 至 平成25年９月30日)
営業収益	
委託者報酬	8,281,740
運用受託報酬	1,566,231
営業収益計	9,847,972
営業費用及び一般管理費	※1 9,288,534
営業利益	559,437
営業外収益	
受取配当金	4,003
受取利息	7,222
有価証券償還益	11
時効到来償還金等	110
その他	6,851
営業外収益計	18,200
営業外費用	
有価証券償還損	2,310
その他	4,583
営業外費用計	6,894
経常利益	570,744
税引前中間純利益	570,744
法人税、住民税及び事業税	195,612
法人税等調整額	24,940
法人税等合計	220,553
中間純利益	350,191

(6) 中間株主資本等変動計算書

（単位： 千円）

	第51期中間会計期間 (自 平成25年４月１日 至 平成25年９月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600

資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
当期首残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	
当期首残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
当期首残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
当期首残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,515,116
当中間期変動額	
剰余金の配当	△233,559
中間純利益	350,191
当中間期変動額合計	116,631
当中間期末残高	6,631,748
利益剰余金合計	
当期首残高	16,648,301
当中間期変動額	
剰余金の配当	△233,559
中間純利益	350,191
当中間期変動額合計	116,631
当中間期末残高	16,764,932
株主資本合計	
当期首残高	23,410,376
当中間期変動額	
剰余金の配当	△233,559
中間純利益	350,191
当中間期変動額合計	116,631
当中間期末残高	23,527,007
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△20,541
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,846
当中間期変動額合計	12,846
当中間期末残高	△7,694
評価・換算差額等合計	

当期首残高	△20,541
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,846
当中間期変動額合計	12,846
当中間期末残高	△7,694
純資産合計	
当期首残高	23,389,835
当中間期変動額	
剰余金の配当	△233,559
中間純利益	350,191
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,846
当中間期変動額合計	129,477
当中間期末残高	23,519,313

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、中間決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法
時価ヘッジによっております。
（２）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…株価指数先物取引
ヘッジ対象…有価証券
（３）ヘッジ方針
当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。
（４）ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項
（中間貸借対照表関係）

	第51期中間会計期間 (平成25年９月30日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額	553,507千円

（中間損益計算書関係）

	第51期中間会計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）
※１　減価償却実施額	有形固定資産　19,590千円 無形固定資産　21千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第51期中間会計期間（自　平成25年４月１日至　平成25年９月30日）
１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２　配当に関する事項
(1)　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年６月12日 定時株主総会	普通株式	233,559千円	222円	平成25年３月31日	平成25年６月13日

（リース取引関係）
１．ファイナンス・リース取引（借主側）
所有権移転外ファイナンス・リース取引
①　リース資産の内容
有形固定資産
主として、事務用機器及び車両運搬具であります。
②　リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)
第51期中間会計期間(平成25年９月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：　千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	3,219,640	3,219,640	-
（２）短期貸付金	15,794,784	15,794,784	-
（３）未収委託者報酬	1,513,039	1,513,039	-
（４）未収運用受託報酬	1,316,358	1,316,358	-
（５）投資有価証券			
その他有価証券	2,818,589	2,818,589	-
（６）長期差入保証金	512,258	511,362	△895
資産計	25,174,669	25,173,774	△895
（１）未払手数料	652,442	652,442	-
負債計	652,442	652,442	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	735	735	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）短期貸付金、（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（６）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	66,520

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第51期中間会計期間（平成25年９月30日）

１　その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの ①投資信託	285,933	268,485	17,448
小計	285,933	268,485	17,448
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの ①投資信託	2,532,655	2,562,060	△29,404
小計	2,532,655	2,562,060	△29,404
合計	2,818,589	2,830,545	△11,956

（デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間（平成25年９月30日）

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 98,077 242,907	 - -	 △3,143 3,878
合計			340,984	-	735

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第51期中間会計期間（自　平成25年４月１日至　平成25年９月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第51期中間会計期間（自　平成25年４月１日至　平成25年９月30日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３　主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第51期中間会計期間 (平成25年９月30日)	
１株当たり純資産額	22,355.27円

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第51期中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)	
１株当たり中間純利益金額	332.85円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	350,191
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	350,191
普通株式の期中平均株式数（株）	1,052,070

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額（百万円）	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社	500百万香港ドル＊	中国（香港）において投資顧問業および投資信託業務を行っています。
	ＵＴＩアセットマネジメント社	1,250百万インドルピー＊	インドにおいて投資顧問業および投資信託業務を行っています。
	ＵＯＢアセットマネジメント社	63百万シンガポールドル＊	シンガポールにおいて投資顧問業および投資信託業務を行っています。
(3) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
	大熊本証券株式会社	343	
	長野證券株式会社	600	
	ふくおか証券株式会社	2,198	
	マネックス証券株式会社	7,425	
	楽天証券株式会社	7,495	
	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社トマト銀行※１	14,310	
	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
	全国信用協同組合連合会※２	53,855	共同組合による金融事業に関する法律に基づき、信用組合の系統中央金融機関としての業務を営んでいます。

（注）資本金の額　　平成25年９月末日現在
＊平成24年12月末現在

※１　株式会社トマト銀行は、新規の受益権の取得のお申込みの取扱いは行いません。
※２　全国信用協同組合連合会の資本金の額の箇所には、「出資金」の合計額を表示しています。

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 投資顧問会社

委託会社に対し、各マザーファンドにおいて、運用に関する投資助言の提供を行います。

(3) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３ 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成26年５月23日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称　　：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３ 【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５ 「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6) 当ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、当ファンドの運用実績を表示する場合があります。

(7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。

・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第398号」であること。

・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。

・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。

・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」４「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成２５年６月１２日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見　睦生　印
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第５０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成２６年３月２８日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　市瀬　俊司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　福村　　寛　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭグローイング・アジア株式ファンドの平成２５年２月２６日から平成２６年２月２５日までの第４期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭグローイング・アジア株式ファンドの平成２６年２月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２５年１２月６日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見　睦生　印
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第５１期事業年度の中間会計期間（平成２５年４月１日から平成２５年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２５年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２５年４月１日から平成２５年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。